

令和2年度就学援助についてのお知らせ

1 就学援助とは

経済的理由により就学が困難と認められる小・中学生の保護者に対して学用品費等、給食費、学校病（法律で定めている病気）の医療費、修学旅行費等を援助する制度です。各支給項目の説明は、裏面のとおりです。

2 援助を受けることができる方

- ①現在生活保護を受けている方（修学旅行費と学校病医療費のみ）
- ②最近、生活保護が廃止になり、経済的に困っている方
- ③失業・病気・事故・災害などにより収入が減少し、経済的に困っている方
- ④その他、収入が少ないことにより経済的に困っている方

3 認定基準額の例

世帯人数	家族構成 ※（）は年齢	年収額
3人家族	母（32）・子（6）・子（4）	332万円以下
3人家族	父（34）・母（32）・子（6）	350万円以下
4人家族	父（35）・母（30）・子（9）・子（4）	378万円以下
5人家族	父（34）・母（29）・子（6）・子（4）・子（2）	401万円以下
6人家族	父（38）・母（35）・子（12）・子（8）・子（5）・祖母（67）	489万円以下

平成31年1月～令和元年12月分の「世帯の合計収入」がおおむね上記の年収額以下の方が認定となりますが、家族構成や年齢、勤労収入の有無などによって、世帯ごとに基準額は異なります。

4 申込方法

令和2年度就学援助費の受給を希望される方は、下記の請求用紙を学校に提出してください。後日学校から、「**就学援助費受給申請書（A4複写2枚）**」をお渡しします。または、教育委員会にお越しただければ申請書をお渡しいたします。なお、以下の点にご注意ください。

- ①この請求用紙だけでは就学援助費の受給申請をしたことにはなりません。学校から必ず「就学援助費受給申請書」を受け取り、**3月6日**（小学校新入生だけの世帯は**4月17日**）までに提出してください（提出が遅れた場合は、提出のあった月からの認定となります）。小学校6年生（4月より中学校1年生）の子どもがいる世帯も、**3月6日**までに小学校へ提出してください。
- ②昨年に引き続き就学援助を受けたい方も、必ず申請書を提出してください。
- ③兄弟姉妹がいる方は1枚の申請書で手続きすることができます。
- ④生活保護を受けている方のうち、小学校6年生と中学校3年生の子どもがいる世帯については、教育委員会より修学旅行費の支給がありますので、必ず申請書を提出してください。その他の学年については、申請書の提出は不要です。

5 無料低額診療事業について

本制度とは別に経済的理由により、医療費の支払いが困難な方に医療費減免を行う事業があります。詳しくは北海道のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/houjin/jigyuu/jigyuu.htm>）をご覧ください。

申請希望の方は、点線部分を切り取って学校へ提出してください。

「令和2年度就学援助費受給申請書」請求用紙

保護者氏名	
児童生徒名	
学校・学年・学級	小・中学校 年 組

下記の1か2に○をつけてください。

1. 申請を希望するので申請書をください。
2. 本人の兄弟姉妹（ 小・中学校 年 ）が提出済みです。

※この請求用紙の提出だけでは、就学援助費の受給申請をしたことにはなりません。

6 支給項目

就学援助の認定を受けると、以下の支給項目について援助を受けることができます。
支給予定日および金額・振込先等は、認定が決定したのちに別途お知らせします。

支給項目	支給対象学年	備考
給食費 (※1)	全学年	認定前に納入された給食費については、認定後に返金されます。就学援助の認定が決まるまで、給食費は必ず納入してください。
修学旅行費 (※2)	小6 中3	上限内実費で支給します。 中学校3年生のいる世帯については、修学旅行費の早期支給のため、申請書提出時、世帯で収入のある方全員の令和元年(平成31年)1年間の収入のわかる書類を添付してください。
学校病医療費 (※1)(※2)	全学年	学校から学校病医療券の給付を受け、受診時に医療機関で学校病と認定された診察及び治療が対象です。(※3)
学用品費	全学年	学業にかかる費用として、定額で、年2回に分けて支給します。
新入学児童学用品費	小1	小学校新入学にかかる費用として、定額で支給します。
新入学生徒学用品費	中1	中学校新入学にかかる費用として、定額で支給します。
体育実技用具費	小1 小4 中1	スケート・柔道・剣道等の授業で、用具購入にかかる費用として、小1・小4については定額で、中1については上限内実費で支給します。
校外キャンプ交通費	小5 中2	交通費及び施設見学科のみ、上限内実費で支給します。
通学費	特別支援学級 在籍児童生徒 (校区外)	特別支援学級通級(校区外)にかかる交通費を、実費相当額で支給します。 <u>希望される場合は、自家用車利用願と車検証の写しの提出が別途必要となります。(※4)</u>
スポーツ振興センター 災害共済掛金(※1)	全学年	共済掛金の全額を教育委員会が負担します。

- ※1 北海道教育大学附属小・中学校、武修館中学校に通学している場合は、給食費と学校病医療費、スポーツ振興センター災害共済掛金が支給対象外となります。
- ※2 生活保護を受けている方については、修学旅行費と学校病医療費のみ、就学援助費として教育委員会より支給します。
- ※3 学校病は、①トラホームおよび結膜炎、②白癬・疥癬および膿痂疹、③中耳炎、④慢性副鼻腔炎およびアデノイド、⑤寄生虫(虫卵保有を含む)、⑥う歯(虫歯)です。ただし、アレルギー性はすべて対象外です。
- ※4 特別支援教育就学奨励費とは制度が異なりますので、両方申請する場合は、必要書類をそれぞれ提出する必要があります。

【問い合わせ先】

}	釧路市教育委員会学校教育課学校教育担当	電話 0154-23-5186
	総務課阿寒教育担当	電話 0154-64-6194
	総務課音別教育担当	電話 01547-6-2034